

浜松市障がい者計画骨子案について（報告）

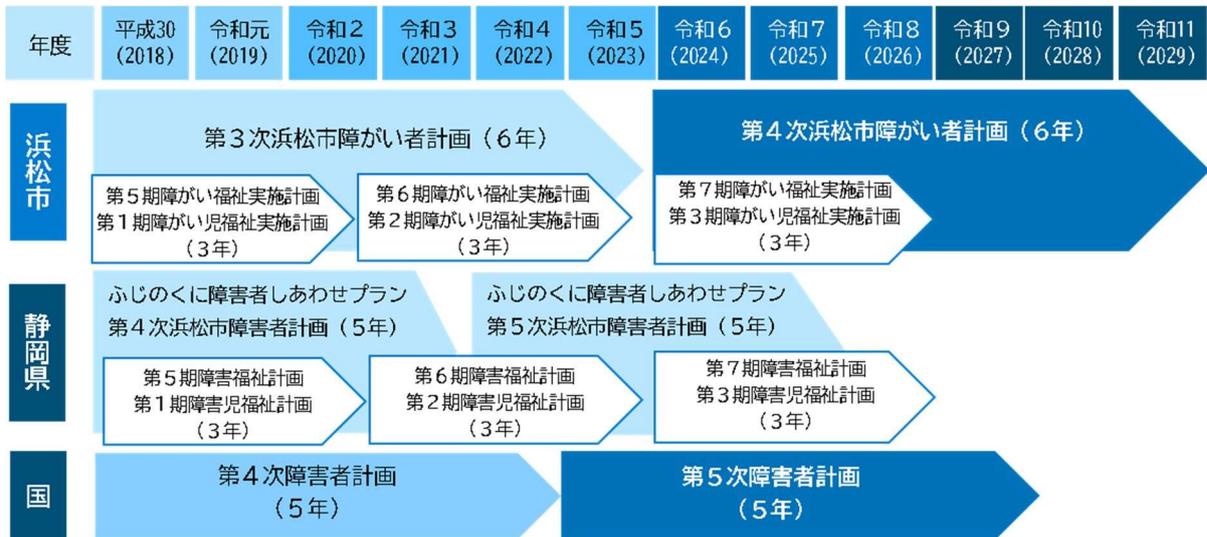
1 趣旨

障害者基本法第11条の規定に基づき、障がいのある人の自立及び社会参加のため、総合的かつ計画的な推進を図る浜松市障がい者計画について、次期計画の体系（骨子案）及び重点施策を報告する。

※浜松市障がい福祉実施計画、浜松市障がい児福祉実施計画

この計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に定める「市町村障害児福祉計画」として、障がいのある人と障がいのある子どもの地域生活を支援するため、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標、必要なサービス量の見込み及びその確保方策について定めるもの。

2 計画の期間



3 骨子案・重点施策

別添 資料1、資料2のとおり

4 策定スケジュール

時期	内容
5月31日	・市議会厚生保健委員会 【報告】実態調査の結果
6月21日	・第1回障がい者自立支援協議会当事者部会 【報告】実態調査の結果
8月9日	・第1回精神保健福祉審議会 【審議】骨子案
8月17日	・第2回障がい者自立支援協議会当事者部会 【審議】骨子案
8月30日	・第1回障害者施策推進協議会 【審議】骨子案
8月31日	・ <u>市議会厚生保健委員会</u> 【報告】骨子案
10月16日	・第3回障がい者自立支援協議会当事者部会 【審議】計画案
10月23日	・第1回自立支援協議会市全体会 【審議】計画案、パブリック・コメント実施
10月25日	・第2回精神保健福祉審議会 【審議】計画案、パブリック・コメント実施
10月下旬	・第2回障害者施策推進協議会 【審議】計画案、パブリック・コメント実施
11月	・第4回障がい者自立支援協議会当事者部会 【報告】計画案、パブリック・コメント実施 ・ <u>市議会厚生保健委員会</u> 【報告】計画案、パブリック・コメント実施
11月中旬～ 12月中旬	パブリック・コメント実施
2月	・第3回障害者施策推進協議会、第2回障がい者自立支援協議会市全体会、 第5回障がい者自立支援協議会当事者部会、第3回精神保健福祉審議会 【報告】計画修正案 ・ <u>市議会厚生保健委員会</u> 【報告】計画修正案
3月	・計画決定・公表

▶ 第4次計画策定の視点

- 本計画の上位計画である浜松市総合計画との整合性を図り、引き続き「支え合いによって、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるまち」を基本理念とします。4つの基本目標と5つの重点施策、8つの分野別施策を定め、総合的かつ計画的に推進する体系とします。
- 第3次浜松市障がい者計画に基づく施策の実施状況等の分析及び評価を行い、計画を策定します。
- 浜松市障がい福祉に関するアンケート調査(当事者のニーズや障害福祉サービス等の利用状況、障害福祉施策に関する意見などのアンケート調査)や障害福祉サービス等事業所への訪問調査、「浜松市障害者施策推進協議会」、「浜松市障がい者自立支援協議会」、「精神保健福祉審議会」などからの意見を踏まえ、計画を策定します。
- 法整備や国の障害者基本計画(第5次)を基本とし、浜松市の特性を踏まえ、障害福祉を取り巻く環境の変化や新たな課題に的確に対応します。

第3次計画の骨子

基本理念

「支え合いによって、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるまち」

基本目標

- | | | | |
|---------------------------|-----------------|-------------------------------|------------------------------|
| I 地域で安心して暮らすための地域社会への理解促進 | II 自己決定と自己選択の尊重 | III 地域生活を支えるためのサービス提供基盤の更なる充実 | IV ともに支え、ともに暮らす地域でつながる”輪”づくり |
|---------------------------|-----------------|-------------------------------|------------------------------|

重点施策

- 1 差別の解消・権利擁護の推進
- 2 相談支援体制の整備ときめ細かな相談支援の充実
- 3 地域生活への移行に向けた体制整備
- 4 地域における防災対策の推進
- 5 教育機関等と連携した子どもと家庭に対する支援体制の強化

分野別施策

- | | |
|----------------|---|
| 1 理解促進 | 関係機関との緊密な連携のもと、障がいの有無にかかわらず、互いの人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の理念について更なる普及を図ります。 |
| 2 生活支援 | 自己決定による尊厳ある地域での暮らしを前提とし、個々のニーズや実態に応じた適切な支援を提供します。 |
| 3 保健・医療 | 疾病・障がいに関する知識等の普及・啓発を図り、障がいの早期発見に努めるとともに、身近な地域において、保健・医療・福祉の連携した支援の提供体制の充実を図ります。 |
| 4 生活環境 | 暮らしやすい環境づくりに向けてユニバーサルデザイン化を推進するとともに、安心して暮らすことができるよう防災対策の充実を図ります。 |
| 5 療育・教育 | 子どもが夢や希望をもって暮らせるよう、家庭を含めた支援を充実します。関係機関と連携して、各ライフステージ通じて、一貫したきめ細かい支援を実施します。 |
| 6 雇用・就労 | 一人ひとりが働く能力や個性を活かし、生きがいと働きがいのある生活の実現を目指します。 |
| 7 情報・コミュニケーション | 障がいの特性に配慮した、様々な媒体を活用した情報提供やコミュニケーション保障等により、情報・コミュニケーションのバリアフリー化を推進します。 |
| 8 社会参加 | 外出支援や社会参加の促進、スポーツ・文化活動、余暇支援等により、充実した地域生活を目指します。 |

第4次計画の骨子(案)

重点施策

- 1 差別の解消・権利擁護の推進
- 2 相談支援体制の整備ときめ細やかな相談支援の充実
- 3 地域生活への移行に向けた体制整備
- 4 地域における防災対策の推進
- 5 関係機関と連携した子どもと家庭に対する支援体制の強化

分野別施策

- | | |
|----------------|---|
| 1 理解促進 | 関係機関との緊密な連携のもと、互いの人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の理念について更なる普及を図ります。 |
| 2 生活支援 | 自らが望む暮らしを実現できるよう、個々のニーズや実態に応じた適切な支援を提供します。 |
| 3 保健・医療 | 疾病・障がいに関する知識等の普及・啓発を図り、障がいの早期発見に努めるとともに、身近な地域において、保健・医療・福祉の連携した支援の提供体制の充実を図ります。 |
| 4 生活環境 | 暮らしやすい環境づくりに向けてユニバーサルデザイン化を推進するとともに、安心して暮らすことができるよう防災対策の充実を図ります。 |
| 5 療育・教育 | 子どもが夢や希望をもって暮らせるよう、家庭を含めた支援を充実します。関係機関と連携して、各ライフステージ通じて、一貫したきめ細かい支援を実施します。 |
| 6 雇用・就労 | 一人ひとりが働く能力や個性を活かし、生きがいと働きがいのある生活の実現を目指します。 |
| 7 情報・コミュニケーション | 社会のあらゆる活動に参加するために、障がいの特性に配慮した、情報の取得及び利用や意思疎通にかかるコミュニケーション支援を推進します。 |
| 8 社会参加 | 障がいの有無に関わらず、誰もが、地域活動やスポーツ・文化活動、余暇活動等に参加することを通じて、充実した地域生活を目指します。 |

5つの重点施策（案）

障がいのある人を取り巻く様々な状況の変化や新たな課題に対応し、計画の基本理念「支え合いによって、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるまち」を実現するため、重点的に取り組む施策を「重点施策」として位置づけ、計画的に推進します。

No.	施策	基本方針	実施項目
1	差別の解消・権利擁護の推進	障害者差別解消法に定める不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務について、周知や啓発を進めます。また、成年後見制度の周知及び利用しやすい環境の整備を進めるとともに、障がいのある人に対する虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努め、 障がいのある人の権利擁護を推進します。	(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進 (2) 成年後見制度利用支援の促進 (3) 関係機関との連携による虐待防止の取り組み
2	相談支援体制の整備ときめ細かな相談支援の充実	多様化・複雑化するニーズに対して、身近な地域で柔軟に対応できるように、重層的な相談支援体制の推進を図るとともに、包括的な支援の輪の拡大を目指します。	(1) 重層的な相談支援体制の推進 (2) 地域生活支援拠点等の体制整備 (3) 相談支援専門員の 資質向上 (4) 浜松市障がい者自立支援協議会の効果的な運営
3	地域生活への移行に向けた体制整備	施設や精神科病院から地域生活への移行に向けて、一人ひとりのニーズに応じたアプローチを行うとともに、関係機関との連携により地域生活の実現に向けた包括的な体制づくりを目指します。	(1) 支援体制の整備 (2) 個別支援の充実
4	地域における防災対策の推進	災害発生時に、障がいのある人へ必要な支援や配慮を提供できるよう、 平時から災害に備えた仕組みづくりと 市民・地域・市の連携による支援体制の整備・充実に努めます。	(1) 災害時における支援体制の整備 (2) 個別避難計画の策定支援 (3) 避難支援対策の推進
5	関係機関と連携した子どもと家庭に対する支援体制の強化	すべての子どもたちが 発達段階に応じた適切な支援が受けられるよう、 教育機関をはじめとする関係機関の連携を強化し、家族も含めた一体的な支援を進めます。	(1) 支援者の資質向上 (2) 地域における支援の充実 (3) 関係機関の連携の強化